

# 商工もばら

商工もばら 第550号  
(毎月1回発行)  
発行所:茂原商工会議所  
茂原市茂原443番地  
tel.22-3361(代)  
発行責任者:河野万由美  
編集責任者:石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス  
<http://www.mobara-cci.or.jp>



2020 **10**  
October



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所

■会員数 / 1167事業所  
(令和2年8月31日現在)

## コロナ禍に於ける熱中症対策

9月に入り、朝夕は凌ぎ易くなりましたが、依然として暑さが続いています。

「withコロナ」に於ける新しい生活様式とは、「3密(密集・密接・密閉)を避ける」「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いうがいの徹底」などの対策を取り入れた日常生活のことですが、厳しい暑さの中では熱中症にも気を付けなければなりません。

マスクの着用は、皮膚からの熱が逃げにくくなる、気付かないうちに脱水状態に陥るなど、体温調整が難しくなり熱中症の原因となります。

暑さを避ける、水分を摂るなどの対策をとり、「新しい生活様式」と「熱中症対策」の両立をさせましょう。

また、厚生労働省管轄アプリ「COCOA」のダウンロード、活用を推奨しています。「COCOA」とは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマホ用アプリであり、利用者のプライバシーを確保したうえで、通知の他、接触の可能性がある場合はその後の検査受診、保健所や医療機関のサポートを受けることができます。第2波による感染拡大を終息させるためにも、ダウンロードの上、ご活用をお願いします。

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト



引き続き、茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度などの活用についてご相談を受け付けていますので、是非ご活用ください。

### outline

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた  
施策・支援策一覧(9月9日時点) 他..... 2
- インフォメーション..... 6

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた **施策・支援策一覧** (9月9日時点)

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け施策一覧について

■ **新型コロナウイルス感染症関連ホームページ**

URL(国・経済産業省)⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



**融 資**

■ **新型コロナウイルス対策マル経融資(国:日本政策金融公庫)**

商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が融資を行うマル経融資制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者向けの別枠融資制度。

対象事業者	①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者 ②市内で1年以上事業を営み、6カ月以上前から商工会議所の指導を受けている方		
限度額	1,000万円(別枠)	返済期間	〈設備〉10年以内(据置4年以内) 〈運転〉7年以内(据置3年以内)
利 息	当初3年間は1.21%⇒0.31% 4年目以降は経営改善利率	お問合せ先	茂原商工会議所 TEL 0475-22-3361

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付(国:日本政策金融公庫)** [日本政策金融公庫HP]⇒

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化をきたしている事業者向けの融資制度



対象事業者	最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ※業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、店舗増加、合併、業種転換、設備投資や雇用などで前年(前々年)同期と単純に比較ができない場合は個別にご相談ください。		
限度額	〈中小事業〉 6億円(別枠) 〈国民事業〉 8千万円(別枠)	返済期間	〈設 備〉 20年以内(据置5年以内) 〈運 転〉 15年以内(据置5年以内)
利 息	〈中小事業〉当初3年間／1.11%⇒0.21% 〈国民事業〉当初3年間／1.36%⇒0.46% 各事業4年目以降基準金利	お問合せ先	日本政策金融公庫 千葉支店 〈中小事業〉TEL 043-243-7121 〈国民事業〉TEL 043-241-0078

■ **特別利子補給制度(実質無利子化)(国)**

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。



適用対象	日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者で、特別貸付等借入申込時点の最近1か月又はその後2か月の3か月間のうちいずれか1か月と前年又は前々年同月の売上を比較し、以下の要件を満たす方。 ①個人事業主(事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る):要件なし ②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少 ③中小企業者(上記①②を除く事業者):売上高▲20%減少		
対象期間	借入後当初3年間(最長)	補給対象上限	〈中小事業〉2億円 〈国民事業〉4千万円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額
お問合せ先	(独)中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060-515(平日・休日 9:00~17:00)		

## 給付金・支援金

### ■ 持続化給付金(国)

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

農業・漁業・製造業・飲食業・小売業・作家・俳優業など幅広い業種の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

対象事業者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人 ※6月29日から「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」、「今年1月から3月の間に創業した事業者」も新たに支援対象となりました。		
条 件	①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。 ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 ③法人の場合は、(I)資本金の額または出資の総額が10億円未満又は、 (II)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者。		
給付上限額	<法人>200万円以内 <個人>100万円以内 ※但し、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。	お問合せ先	持続化給付金コールセンター ●2020年8月31日(月)以前に申請された方 直通番号 0120-115-570・IP回線 03-6831-0613 ●2020年9月1日(火)以降に新規申請された方 直通番号 0120-279-292・IP回線 03-6832-6631
各種リンク先	持続化給付金には、申請の時期に合わせて2つのホームページがあります。 2020年8月31日(月)以前に申請された方はこちら <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html">https://www.jizokuka-kyufu.jp/index2.html</a>  2020年9月1日(火)以降に新規申請される方はこちら <a href="https://jizokuka-kyufu.go.jp/">https://jizokuka-kyufu.go.jp/</a> 		

### ■ 家賃支援給付金(国)

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する事を目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

対象事業者	テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等		
条 件	5月～12月において以下のいずれかに該当する者 ①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している事 ②連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少している事		
各種リンク先	家賃支援給付金HP URL⇒ <a href="https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a> 	お問合せ先	家賃支援給付金ポータルサイト(申請等) URL⇒ <a href="https://yachin-shien.go.jp/">https://yachin-shien.go.jp/</a> 
申請サポート会場	会場：茂原商工会議所 3F(役員室) ※完全予約制の為、事前に上記ポータルサイト、コールセンターより予約受付を行ってください。	お問合せ先	<給付金に関する相談・お問合せはこちら> フリーダイヤル：0120-653-930(平日・土日祝 8:30～19:00) <給付金の申請サポート会場予約はこちら> フリーダイヤル：0120-150-413(平日・土日祝 9:00～18:00)


申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される給付額(月額)を基に、6か月分の給付額に相当する額を支給。

給付額		上限額	支払賃料		給付額(月額)
			75万円以下	75万円超	
法人	600万円	600万円	75万円以下		支払賃料×2/3
			75万円超		50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人	300万円	300万円	37.5万円以下		支払賃料×2/3
			37.5万円超		25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円(月額)が上限

## 給付金・支援金


### ■ 千葉県中小企業再建支援金(千葉県)

千葉県では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている中小企業、小規模事業者に対し円滑な事業の再建につなげるための現金を最大で40万円支給します。

対象事業者	中小企業者(中小企業基本法による定義)であり、以下のいずれかに該当する事業者 ①1月以降の売上高が前年同月と比較し50%以上減少している事。 ②6月以降の連続する3カ月の売上高が、前年比で30%以上減少する事業者 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者は要請に応じている事。 ※現在、制度改正に伴う要領改正及びシステム改修を行っており、受付を停止しています。開始時期や制度の詳細が決まり次第、下記サイトよりお知らせします。		
支給額	最大40万円 ※詳細は右特設サイトをご覧ください。	千葉県中小企業再建支援金特設サイト	
お問合せ先	千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570-04-4894	URL⇒ <a href="https://www.chiba-shienkin.com/">https://www.chiba-shienkin.com/</a>	

### ■ 茂原市中小企業再建支援金(茂原市)


新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少している事業者に対し、事業の再開や継続のため、支援金を給付します。

対象要件	次のすべての要件を満たしている必要があります。 ①「千葉県中小企業再建支援金」の交付を受けていること。 ②茂原市内に「主たる事業所※」を有する中小企業者であること。 ※法人の場合は、法人税の確定申告別表一に記載された納税地。 個人事業主(青色申告)の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。 個人事業主(白色申告)の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。 ③「茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けていない事業所(施設)であること。		
給付額	1事業者につき10万円(1回限り)	各種リンク先	オンライン申請はこちらから <a href="https://amarys-jtb.jp/mobara/">https://amarys-jtb.jp/mobara/</a> 
申請方法	オンライン申請または郵送 ※本支援金事務は、一部業務を市から(株)JTB千葉支店に委託しています。		

## 助成金・補助金


### ■ 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置(国)

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

特例対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)		
お問合せ先	最寄りの都道府県労働局又はハローワーク 《千葉県労働局》TEL 043-221-4393 《茂原ハローワーク》TEL 0475-25-8609		
各種リンク先	厚生労働省「雇用調整助成金に係る特例措置内容について」 ⇒ <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html</a> ・特例措置の内容・助成内容・対象の大幅な拡充・受給要件の更なる緩和・対象期間及び受付期間の延長等		

### ■ 働き方改革推進支援補助金(新型コロナウイルス感染症のためのテレワークコース)

新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。

対象	テレワークを新規で導入する、もしくはテレワークを継続して活用する労働者災害補償保険の適用中小企業主		
助成される取組内容	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知、啓発、外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサル等		
各種リンク先	働き方改革推進支援補助金(新型コロナウイルス感染症のためのテレワークコース) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/telework_10026.html</a>		

## 助成金・補助金

### ■ 小規模事業者持続化補助金(国)

小規模事業者持続化補助金(一般型)は、小規模事業者の販路拡大等のための取組を支援するものですが、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う販路拡大などの取組を支援する「コロナ特別対応型」も設置されています。

	一般型	コロナ特別対応型
対象者	小規模事業者等	小規模事業者等
補助率	2/3	2/3(下記B・Cに該当する場合は3/4)
補助事業	広報宣伝、集客力強化のための店舗改装、商談会、展示会への出展、機械装置等の購入、商品開発、ITを活用した業務効率化など。	一般型に加え、補助対象経費の1/6が、 A: サプライチェーンの毀損への対応 B: 非対面型ビジネスモデルへの転換 C: テレワーク環境の整備 のいずれか(複数も可)の要件に合致すること。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一定の要件に該当すると採択審査時の政策加点が受けられる。</li> <li>● 「補助金交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等は出来ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記要件A/B/Cの取組について評価が高いものから順に採択される。</li> <li>● 2020年2月18日以降に発生した経費は遡及適用される。</li> </ul>
申込締切	第3回 2020年10月2日(金)当日消印有効 第4回 2021年2月5日(金)当日消印有効	第4回 2020年10月2日(金)必着
事業再開枠	業種ごとのガイドラインに基づく感染拡大防止の取組を行う場合は、定額補助・上限50万円を上乗せされます。 【対象経費】①消毒 ②マスク ③清掃 ④飛沫対策 ⑤換気 ⑥その他衛生管理 ⑦PR	

新型コロナウイルスの  
集団発生防止に  
ご協力をおねがいします。

3つの密を避け  
ましょう!

①換気の悪い  
密閉空間



②多数が集まる  
密集場所

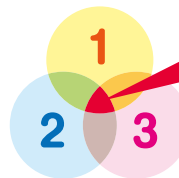


③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、  
クラスター(集団)の発生を防止することが  
重要です。

日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう  
工夫しましょう



3つの条件がそろった場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください

## MOBARA 3Dプロジェクト掲載店募集



MOBARA 3Dプロジェクトとは?

茂原市内の「delicious(美味しい)」「delicatessen(持帰用総菜)」「delivery(配達・持帰を含む)」の3つ揃った会員事業所を、応援・支援するプロジェクトです!

右記QRコードより内容をご確認の上、掲載を申込される事業所の方は下記へご連絡ください。



《お問合せ・掲載申込》茂原商工会議所 観光サービス業部会 TEL 22-3361 mail:info@mobara-cci.or.jp

# INFORMATION

茂原商工会議所  
インフォメーション

耳より情報!



## 日本政策金融公庫貸付金利改定のお知らせ

○経営改善貸付 年1.21%(R2 9.1現在)

## 「相談窓口」となり 「皆さんの事業」を支援します

●中小企業における「経営革新・業種変更」「創業・ベンチャービジネス」及び「よろず相談」等の、窓口相談と支援を行っています。

### 弁護士による法律相談を行っています

当所会員の方は  
お気軽にお問合せください。

会員企業  
限定

- 相談日 9/23(水)
- 時間は、14時～17時
- 相談料 無料
- 事前予約が必要となります。

※詳細はHPをご覧ください。  
URL <http://www.mobara-cci.or.jp>

### 茂原商工会議所・中小企業相談所

住所:茂原市茂原443番地  
TEL:22-3361 FAX:23-7895

## 千葉県信用保証協会による 定例相談会を実施

毎月10日 要予約 相談料無料

### お問合せ

茂原商工会議所・中小企業相談所 TEL:22-3361

## 小規模企業共済制度ご案内

■個人事業主や会社役員のみなさんを応援する国の共済制度です!

小規模企業の、個人事業主又は会社等の役員の方がやめられたり退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

事業資金等の貸付制度も充実

ライフプランに合わせた共済金の受取方法

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/124>

更新日が近い方は、今すぐお電話を。

## 集団扱自動車保険のご案内

### ◆この制度の特徴

- 集団扱の契約者となれるのは茂原商工会議所会員事業所及びその役員、従業員の方々が加入できます。
- 自動車保険の保険料が一般で加入した場合と比べて年払いなら5%割引、月払いでも分割割増がありませんので、実質保険料が割安になります。
- 保険料は保険開始月の2ヶ月後にご指定の口座より自動引落としとなりますので、加入時に現金のご用意は不要です。
- 他の保険会社等（一部共済を除く）から切替えても無事故割引が継承できます。

※上記は「集団扱自動車保険の概要」をごく簡単に説明したものです。詳しい内容を記載した「パンフレット」「重要事項説明書」をご覧ください。また、ご不明な点、具体的な手続きその他詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

### ◆引受保険会社 一順不同一

あいおいニッセイ同和損保 TEL:0475-23-5311

損保ジャパン日本興亜 TEL:0475-20-3527

AIG損害保険 TEL:043-382-4020  
(A06A151176)

## 倒産防止共済制度

■連鎖倒産から中小企業を守ります!

取引先企業の倒産による連鎖倒産から事業主を守る共済制度です。

- ① 最高8,000万円の共済の貸付けが受けられます。
- ② 共済金の貸付けは無担保・無保証人です。
- ③ 掛金は税法上、経費または損金に算入できます。
- ④ 一時貸付金制度も利用できます。

小規模企業共済・倒産防止共済についてのお問合せは

茂原商工会議所 TEL 22-3361

<https://www.mobara-cci.or.jp/kyosai/123/125.html>

# 茂原創業塾 **NO.1** 9月17日(木) プレセミナー 無料ご招待!!

茂原市民または茂原市内で創業を目指す方  
事業後継者・経営力を基礎から学びたいと思っている方に

茂原商工会議所は、創業を目指す方を対象に、創業に不可欠な知識を習得していただくための創業支援セミナー「茂原創業塾」を開催いたします。創業者の講演聴講や地域経営者との交流を通して、経営の苦労や喜び、経営者の実情などを理解していただきながら、創業へのモチベーションアップをサポートします。10月開講にあたり、無料プレセミナーを開催いたしますので、ぜひご参加ください。

## 創業の成功事例と失敗事例 ～どこで命運を分けたのか～

- 日 時 / **2020年9月17日 18:00~21:00**
- 会 場 / 茂原商工会議所会議室 ■ 定 員 / 15名様(先着順)
- 講 師 / それから株式会社 代表取締役・中小企業診断士 庄司 桃子 氏
- 経営するってこんなに楽しい! ● 改めて自分の創業の動機を見つめなおそう
- 創業アイデアのブラッシュアップ ● 人、金、情報を制するものが成功する



下記の申込書に必要事項をご記入の上ファクスでお申し込み、  
または茂原商工会議所ホームページ(<https://www.mobara-cci.or.jp/>)よりお申し込みください。

【2020年9月17日開催 茂原創業塾プレセミナー】 茂原商工会議所 行  
FAX送信先 0475-23-7895

お名前		性別	男・女	年齢	才
住 所	〒 -	現在の ご職業	創業前 ・ 創業済( 年経過)		
TEL		E-mail			

※ご記入いただきました個人情報は慎重に取扱い、本セミナーの運営・管理、その他情報提供のみに使用いたします。

### 《受講者の方々へのお願い》

- マスク着用での受講をお願いいたします。当日はマスクをお持ちください。
- 受付時に検温を実施いたします。37.5度以上の熱のある方や具合の悪い方は、受講をご遠慮ください。

10月開講!! 茂原創業塾 本講座カリキュラムのご紹介			提携：ちばぎん総合研究所
1	10月8日(木)	18:00~21:00	創業の心構え ～二人の創業経営者に聞く～
2	10月16日(金)	18:00~21:00	ポストコロナ時代のビジネスモデルを考える
3	10月22日(木)	18:00~21:00	マーケティング入門
4	10月29日(木)	18:00~21:00	販路開拓(販促ツール) ～売れる販売ツールの条件～
5	11月5日(木)	18:00~21:00	■ 経営者に必要な数値感覚 ■ 資金計画の立て方
6	11月12日(木)	18:00~21:00	コロナ時代の最新WEB活用術
7	11月19日(木)	18:00~21:00	■ 創業時に必要な手続きや知識 ■ 人材が育つ環境作り
8	12月17日(木)	18:00~21:00	事業計画発表会

※全8回の本講座では、成果物として創業計画書作成を目標としています。

※「創業計画書の策定方法」をWEB講義(オンデマンド)にて解説します。(事業計画の必要性/創業計画書の全体像/個別項目の説明)

●お問合せ 茂原商工会議所 TEL.0475-22-3361 FAX.0475-23-7895